

大分県報

平成三十年
号外（三五）
三月三十日

（金曜日）

目次

大分海区漁業調整委員会告示

- 一 たる流し漁業の禁止……………一
二 伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止……………二
三 あわび類、うに類の採捕の禁止……………三
四 投錨して行う船釣りの禁止……………三
五 あみ等のまきえを使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為の禁止……………四
六 大分県海域におけるあみ等のまきえの使用の禁止……………五
七 投錨して行う船釣り及びあみのまきえを使用して行う船釣りの禁止……………五
八 伊予灘及び豊後水道北部におけるまこがれの採捕の禁止……………六
九 豊後水道北部におけるいさきの採捕の禁止……………六

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおりたる流し漁業（立縄釣漁業）（一端を浮子（うき）で海面上に保持し、海中において垂直に立つようにした釣漁具を使用して行う漁業をいう。）を禁止する。

平成三十年三月三十日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田

健

一 禁止区域

豊後水道（大分県関崎灯台と愛媛県佐田岬灯台を結んだ直線以南）の大分県海域

二 禁止期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり全長十三センチメートル以下のくるまえびの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

平成三十年三月三十日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田

健

一 禁止区域

次の点イと点ロとを結んだ直線、点ロから東国東郡姫島を北回りに点ハに至る間の最大高潮時海岸線から八メートルの線並びに点ハから点ニを通る直線を順次に結んだ線以南の大分県海域

点イ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点

点ロ 点イから磁針方位三百五十度八メートルの点

点ハ 東国東郡姫島村姫島灯台から山口県熊毛郡上関町小祝島西端見通し線上八メートルの点

点ニ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端

二 禁止期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次に掲げる区域においてあわび類、うに類の採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

平成三十年三月三十日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田

健

一 禁止区域

1 あわび類

(一) 豊後高田市香々地地先の次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへ各点（世界測地

系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度四十分・四九三分、東経百三十一度三十一・三七〇分

点ロ 点イから真方位三百二十三度五分三十分の点

点八 北緯三十三度四十・五五七分、東経百三十一度三十一・四五五分の点から真方位三百三十九度十一分三十三メートルの点

点二 北緯三十三度四十・五五七分、東経百三十一度三十一・四五五分の点から真方位九十三度五十二メートルの点

点ホ 北緯三十三度四十・五五〇分、東経百三十一度三十一・四四七分の点から真方位百四十一度十二分十メートルの点

点ハ 北緯三十三度四十・五二七分、東経百三十一度三十一・四六三分

(二) 豊後高田市香々地地先の次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びヘの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度四十・三三〇分、東経百三十一度三十一・七八三分

点ロ 点イから真方位百四十三度五十三分三十分メートルの点

点ハ 北緯三十三度四十・三二八分、東経百三十一度三十一・七九二分の点から真方位百十四度十六分三十四メートルの点

点ニ 北緯三十三度四十・三七二分、東経百三十一度三十一・七九三分の点から真方位七十二度十五分三十三メートルの点

点ホ 北緯三十三度四十・三七二分、東経百三十一度三十一・七九三分の点から真方位三百十二度四十八分十六メートルの点

点ハ 北緯三十三度四十・三四三分、東経百三十一度三十一・七八八分

(三) 臼杵市大字下ノ江地先の次に掲げるイ、ロ、ハ及びニの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度九・四五三分、東経百三十一度四十九・六七六分

点ロ 点イから真方位九十度五十分メートルの点

点ハ 点ニから真方位九十度五十分メートルの点

点ニ 北緯三十三度九・三八五分、東経百三十一度四十九・六五五分

(四) 臼杵市大字深江地先の次に掲げるイ、ロ、ハ及びニの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度七・七一五分、東経百三十一度五十四・〇六三分

点ロ 点イから真方位二十二度二十七分二十メートルの点

点ハ 点ニから真方位六十四度五十二分六十メートルの点

点ニ 北緯三十三度七・七六〇分、東経百三十一度五十三・九五五分

(五) 津久見市大字四浦仙水地先の次に掲げるイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 津久見市大字四浦千四百九十六番地の十七（落ノ水の黒石）

点ロ 点イから真方位〇度三十分メートルの点

点ハ 点ニから真方位〇度三十分メートルの点

点ニ 津久見市大字四浦千四百九十六番地の一に大分県が設置した標識（基点第千七百十五号）

(六) 津久見市保戸島地先の次に掲げるイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 津久見市大字保戸島大ばそ防波堤根基

点ロ 点イから真方位二百七十度百メートルの点

点ハ 点ニから真方位二百七十度百メートルの点

(七) 津久見市大字保戸島押し上がりの西端

点イ 佐伯市上浦大字津井浦地先の次に掲げるイ、ロ、ハ及びニの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点ロ 北緯三十三度三・〇八〇分、東経百三十一度五十五・六六二分

点ハ 北緯三十三度三・〇五三分、東経百三十一度五十五・七〇九分

点ニ 北緯三十三度二・八九五分、東経百三十一度五十五・七二六分

(八) 佐伯市鶴見有明浦地先の次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点（世界測地系）を順次に結んだ直線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十二度五十六・六六四分、東経百三十一度五十九・四五〇分

点ロ 北緯三十二度五十六・六六六分、東経百三十一度五十九・四四一分

点ハ 北緯三十二度五十六・七〇〇分、東経百三十一度五十九・四二五分

点ニ 北緯三十二度五十六・七〇九分、東経百三十一度五十九・四三九分

(九) 佐伯市蒲江大字西野浦地先の次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線とによって囲まれた区域

点イ 入津湾口部南側消波堤北端から真方位百八十二度二百六十五・八メートルの点

点ロ 入津湾口部南側消波堤北端から真方位百八十八度百二十三・一メートルの点

点ハ 入津湾口部南側消波堤北端から真方位百七十一度百二十三・三メートルの点

点ニ 入津湾口部南側消波堤北端から真方位百七十五度二百六十六・六メートルの点

(十) 佐伯市蒲江大字森崎浦地先の次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線とによって囲まれた区域

点イ 佐伯市蒲江大字森崎浦鵜鼻に漁業権管理者が設定した点から真方位二百四度

五百九十六メートルの点

点口 佐伯市蒲江大字森崎浦鵜糞鼻に漁業権管理者が設定した点から真方位二百十度
六百四十五メートルの点

点ハ 佐伯市蒲江大字森崎浦鵜糞鼻に漁業権管理者が設定した点から真方位二百五度
七百四十八メートルの点

点ニ 佐伯市蒲江大字森崎浦鵜糞鼻に漁業権管理者が設定した点から真方位二百度七
百九十九メートルの点

2 うに類

(一) 臼杵市大字大泊地先の次に掲げる点イ（世界測地系）から真方位五十二度四十八分
の線と点口（世界測地系）から真方位三百三十度四十三分の線と最大高潮時海岸線か
ら沖側五十メートルの線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度七・四九七分、東経百三十一度五十五・〇六五分

点口 北緯三十三度六・八八八分、東経百三十一度五十五・六八八分

(二) 臼杵市大字深江地先の次に掲げるイ、ロ、ハ及びビの各点（世界測地系）を順次に
結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度七・九〇五分、東経百三十一度五十三・九三七分

点口 点イから真方位三百二十度五十五メートルの点

点ハ 点ニから真方位二百八十三度四十七分五十五メートルの点

点ニ 北緯三十三度八・〇〇九分、東経百三十一度五十三・九三八分

3 あわび類及びうに類

国東市国見町地先の次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点（世界測地系）を順次に
結んだ直線によって囲まれた区域

点イ 北緯三十三度四十一・一四四分、東経百三十一度三十六・七三九分

点ロ 北緯三十三度四十一・一二八分、東経百三十一度三十六・七二六分

点ハ 北緯三十三度四十一・一〇〇分、東経百三十一度三十六・八一五分

点ニ 北緯三十三度四十一・〇八四分、東経百三十一度三十六・八〇三分

二 禁止期間

平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり
投錨して行う船釣りを禁止する。

平成三十年三月三十日

大分海区漁業調整委員会会長 内 田 健

一 禁止区域
次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びビの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時
海岸線によって囲まれた海域

点イ 神崎漁港四十二護岸に大分県が設置した標識灯

点ロ 北緯三十三度十九分五十四秒東経百三十一度四十六分五十四秒（日本測地系で北緯
三十三度十九分四十二秒東経百三十一度四十七分三秒）の点

点ハ 北緯三十三度二十分五十八秒東経百三十一度五十二分四十三秒（日本測地系で北緯
三十三度二十分四十六秒東経百三十一度五十二分五十二秒）の点

点ニ 点ハから愛媛県西宇和郡伊方町赤崎鼻見通し線上六千三百メートルの点

点ホ 点ニから大分市大字佐賀関牛島見通し線上二千七百五十メートルの点

点ヘ 点ホと大分市大字佐賀関高島東端を結んだ線と大分市大字佐賀関関埼灯台と愛媛県
西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線との交点

点ト 大分市大字佐賀関関埼灯台

二 禁止期間
平成三十年六月一日から平成三十一年五月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、あみ等のま
きえを使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まきえ船釣り等」と
いう。）を次のとおり禁止する。ただし、第三種共同漁業権に基づき当該船釣りを行う場合
は、この限りでない。

平成三十年三月三十日

大分海区漁業調整委員会会長 内 田 健

一 次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びビの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時
海岸線によって囲まれた海域。ただし、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びビの各点を順次に
直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域において、大分海区漁業調整
委員会（以下「委員会」という。）が漁業調整上支障がないとして承認した船舶（以下
承認船舶」という。）を使用して行う場合は、この限りでない。

点イ 神崎漁港四十二護岸に大分県が設置した標識灯

大分県報号外（大分海区漁業調整告示）

三

三

- 点口 北緯三十三度十九分五十四秒東経百三十一度四十六分五十四秒（日本測地系で北緯三十三度十九分四十二秒東経百三十一度四十七分三秒）の点
 - 点ハ 北緯三十三度二十分五十八秒東経百三十一度五十二分四十三秒（日本測地系で北緯三十三度二十分四十六秒東経百三十一度五十二分五十二秒）の点
 - 点ニ 点ハから愛媛県西宇和郡伊方町赤崎鼻見通し線上六千三百メートルの点
 - 点ホ 点ニから大分市大字佐賀関牛島見通し線上二千七百五十メートルの点
 - 点ヘ 点ホと大分市大字佐賀関高島東端を結んだ線と大分市大字佐賀関関崎灯台と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線との交点
 - 点ト 大分市大字佐賀関関崎灯台
 - 点チ 東経百三十一度四十九分五十一秒（日本測地系で東経百三十一度五十分〇秒）の経線と大分市の北側海岸線との交点
 - 点リ 北緯三十三度十八分十二秒東経百三十一度四十九分五十一秒（日本測地系で北緯三十三度十八分〇秒東経百三十一度五十分〇秒）の点
 - 点ヌ 北緯三十三度十八分五十八秒東経百三十一度五十六分五十一秒（日本測地系で北緯三十三度十八分四十六秒東経百三十一度五十七分〇秒）の点
- （承認申請者）
- 二 前項ただし書に規定する承認（以下「承認」という。）申請は、次の者が行うものとする。
 - 1 漁業のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する漁業者
 - 2 遊漁のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する遊漁者
 - 3 遊漁案内行為のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する遊漁船業者（承認対象船舶）
 - 三 承認の対象となる船舶は、次の船舶とする。
 - 1 第一項ただし書に規定する海域におけるまきえ船釣り等に関し、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第二十四条第一項の規定に基づく漁場利用協定（以下「漁場利用協定」という。）を締結した団体の構成員が使用する船舶
 - 2 前号の漁場利用協定と同等の内容のまきえ船釣り等の規制を遵守する旨委員会に対し誓約した者の使用する船舶
- （漁場利用協定）
- 四 前項第一号の漁場利用協定は、次の要件を満たさなければならない。
 - 1 大分県農林水産部漁業管理課長の立会いの下に締結されたものであること。
 - 2 協定締結の当事者に大分県漁業協同組合が含まれているものであること。

<p>（承認証の交付）</p> <p>五 委員会は、承認をしたときは、まきえ船釣り等承認証（以下「承認証」という。）を承認申請者に交付する。</p> <p>（承認証の備付義務）</p> <p>六 承認を受けた者は、承認船舶を使用して第一項ただし書に規定する海域においてまきえ船釣り等を行うときは、承認証を承認船舶に備え付けておかなければならない。</p> <p>（指摘事項の遵守）</p> <p>七 承認を受けた者は、承認船舶を使用して行う第一項ただし書に規定する海域におけるまきえ船釣り等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。</p> <p>（承認の取消し）</p> <p>八 委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反する行為があつたときは、承認を取り消すことができる。</p> <p>（取扱要領）</p> <p>九 この指示に定めるもののほか、承認等に係る事項については、委員会が別に定める。</p> <p>（指示の有効期間）</p> <p>十 この指示の有効期間は、平成三十年六月一日から平成三十一年五月三十一日までとする。</p>	
<p>大分海区漁業調整委員会告示第六号</p> <p>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、大分県海域におけるあみ等のまきえの使用を次のとおり禁止する。</p> <p>平成三十年三月三十日</p> <p>大分海区漁業調整委員会会長 内 田 健</p>	
<p>一 禁止区域</p>	<p>いそ釣りのあみ（おきあみを含む。）のまきえの使用禁止区域</p>
<p>地区</p> <p>佐伯市鶴見地区</p>	<p>船釣り（佐伯市鶴見地区においては、浮消波堤からの釣りを含む。）のあみ（おきあみを含む。）のまきえの使用禁止区域</p>
<p>見地区</p> <p>一 佐伯市鶴見梶寄</p> <p>大謨から佐伯市鶴見と同市米水津と</p>	<p>一 佐伯市鶴見宇戸島の頂上から零度の線と、佐伯市鶴見と同市米水津との最大高潮時海岸線における境界点から八十三度</p>
	<p>いそ釣りのすべてのまきえの使用禁止区域</p>

津久見市 四浦地区	津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともちばえ）から津久見市大字四浦字高浜の護岸北端に至る間（沖いそも含む。）	保戸島地区	佐賀関半島地区
の境界に至る間（沖いそも含む。） 二 佐伯市鶴見梶寄浦地蔵崎先端から同市鶴見丹賀浦女郎崎先端に至る間（沖いそも含む。）	の線との間における佐伯市鶴見内（大島、高手島、小間島及び先ノ瀬を含む。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面。ただし、次の海面を除く。 1 大島壇の鼻と立花崎を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海面 2 宇戸島の頂上から零度の線と、同島頂上から高手島西端見通し線との間における、佐伯市鶴見内（高手島及び小間島を除く。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面 二 佐伯市鶴見岩瀬を中心として半径千メートルの円で囲まれた海面	津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島を含む。）の最大高潮時海岸線から七百メートルの距離の線以内の海面。ただし、保戸島と津久見市大字四浦との境界（ともちばえ）から大分市大字佐賀関島東端見通し線及び同境界から佐伯市鶴見先ノ瀬見通し線以西の海面を除く。	一 大分市大字佐賀関高島全域 二 大分市大字佐賀関牛島全域
次のイ、ロ及びハの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海面 イ 津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともちばえ） ロ イから佐伯市鶴見先ノ瀬見通し線上七百メートルの点 ハ 津久見市大字四浦字高浜の高浜沖防波堤北端	津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島及び沖いそを含む。）	関崎灯台と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線と大分市と臼杵市との最大高潮時海岸線における境界点から津久見市地無垢島西端見通し線との間における大分市内（高島、牛島、葛島、平瀬及び権現磬を含む。）の最大高潮時海岸線から千メートル	

平成三十年三月三十日

津久見市 無垢島と 同市保戸 島との間 の海域 （ス力漁 場）	の距離の線以内の海面	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域内の海面のうち、世界測地系で北緯三十三度八分十二秒（日本測地系で北緯三十三度八分）以南の海面。ただし、津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島を含む。）の最大高潮時海岸線から七百メートルの距離の線以内の海面を除く。 イ 津久見市沖無垢島東端 ロ 津久見市保戸島高甲岩灯台 ハ 津久見市大字四浦間元鼻 ニ 津久見市地無垢島西端	
<p>注 大分県漁業調整規則（昭和四十二年大分県規則第十八号）第三十五条第三項第二号及び同規則第四十四条に掲げる区域を除く。</p> <p>二 禁止期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで</p> <p>~~~~~</p> <p>大分海区漁業調整委員会告示第七号 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり投錨して行ふ船釣り（いか釣りを除く。）及びあみ（おきあみを含む。）のまきえを使用し行ふ船釣りを禁止する。 平成三十年三月三十日</p> <p>大分海区漁業調整委員会会長 内 田 健</p> <p>一 禁止区域 共第二十九号共同漁業権漁場区域内。ただし、大分市大字佐賀関高島東端から津久見市沖無垢島東端を見通した線の延長線以西の区域で、次の点イから点ロの間の沖無垢島の最大高潮時海岸線、点ロから点ハを結んだ直線、点ハから点ニの間の地無垢島の最大高潮時海岸線及び点ニから臼杵市飛潮崎を見通した線以南の区域を除く。</p> <p>点イ 津久見市沖無垢島東端 点ロ 津久見市沖無垢島南端 点ハ 津久見市地無垢島北端 点ニ 津久見市地無垢島南端</p>			

大分県報号外（大分海区漁業調整告示）

二 禁止期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり全長十五センチメートル以下のまごがれいの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

平成三十年三月三十日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田

健

一 禁止区域

伊予灘及び豊後水道北部（点イと点ロとを結んだ直線、点ロから東国東郡姫島を北回りに点ハに至る間の最大高潮時海岸線から八千メートルの線並びに点ハから点ニを通る直線を順次に結んだ線以南から、点ホと点ヘとを結んだ直線（点ホから真方位七十七度）以下の海域）の大分県海域

点イ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点

点ロ 点イから磁針方位三百五十度八千メートルの点

点ハ 東国東郡姫島村姫島灯台から山口県熊毛郡上関町小祝島西端見通し線上八千メートルの点

点ニ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端

点ホ 津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点

点ヘ 愛媛県宇和島市津島町北灘権現山頂上

二 禁止期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり釣りによる全長二十センチメートル以下のいさぎの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

平成三十年三月三十日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田

健

一 禁止区域

豊後水道（大分県関崎灯台から愛媛県佐田岬灯台に至る直線以南の海域）のうち、津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点から愛媛県宇和島市津島町北灘権現山頂上見通し線（津久見市と佐伯市との境界が最大高潮時海岸線と接する点から真方位七十七度）以北の大分県海域

二 禁止期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで